3　基幹放送事業者の基幹放送の業務等の休止又は廃止の公表に関する制度の整備関係（第三条関係）

基幹放送事業者は、その基幹放送を休止し、又はその基幹放送の業務若しくはその基幹放送局を廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならないこととした。

三　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇地方自治法施行令の一部を改正する政令（政令第二一一号）（総務省）

1　公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二七年法律第一八四号）第五条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る東日本大震災に際し災害救助法（昭和二二年法律第一一八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）において施行する公共工事に要する経費について、地方公共団体が前金払をすることのできる割合を三割五分とすることとした。（附則第七条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二一二号）（厚生労働省）

一　職業安定法施行令の一部改正関係

雇用保険法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による改正後の職業安定法（以下「新職業安定法」という。）第五条の六第一項第三号の規定に基づき、公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者が、新職業安定法の規定のうち、その規定に反して公表等の措置が講じられた者からの求人の申込みを受理しないことができるものに、改正法により新職業安定法に新設された求人等に関する情報の的確な表示の義務に係る規定を追加することとした。（第一条関係）

二　建設業法施行令の一部改正関係

建設業法第二四条の七第一項に基づき、特定建設業者が下請負人に対して違反しないよう指導に努める法令の規定に、新職業安定法の虚偽の広告をなし、又は虚偽の条件を提示して募集情報等提供を行った場合の罰則に係る規定を追加することとした。（第二条関係）

三　中小企業等経営強化法施行令の一部改正関係

中小企業等経営強化法第一四条第一項等に係る行政庁の権限のうち、厚生労働大臣から地方厚生局長に委任されるものの例外として、募集情報等提供事業に係るものを定めることとした。（第三条関係）

四　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正関係

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第一四条第一項に基づき、インターネット異性紹介事業者の行為が該当した場合に、公安委員会が当該事業者に対して事業の停止を命じることができる罪に、新職業安定法第六三条第二号に定める罪のうち、児童に対する労働者の募集に関する情報又は労働者になろうとする児童に関する情報を対象とする募集情報等提供に係るものを追加することとした。（第四条関係）

五　厚生労働省組織令の一部改正関係

職業安定局及び同局需給調整事業課の所掌事務に募集情報等提供事業の監督に関することを追加することとした。（第五条関係）

六　この政令は、令和四年一〇月一日から施行することとした。

法律

安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和四年六月十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第六十一号

安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律

（資金決済に関する法律の一部改正）

第一条　資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十三条」を「第六十二条の二」に、「第三章の二　暗号資産」を「第三章の二　電子決済手段等　第一節　総則（第六十二条の三―第六十二条の九）　第二節　業務（第六十二条の十―第六十二条の十七）　第三節　監督（第六十二条の十八―第六十二条の二十四）　第四節　雑則（第六十二条の二十五―第六十三条）　第三章の三　暗号資産の交換等　第一節　総則（第六十三条の二十六―第六十三条の三十一）　第二節　業務（第六十三条の三十二―第六十三条の四十二）　第三節　監督（第六十三条の四十三―第六十三条の五十）　第四節　雑則（第六十三条の五十一）　第四章の二　資金清算（第六十三条の五十二）」に、「第四章　資金清算」を「第四章　為替取引分析（第六十三条の五十三）　第四章の二　資金清算（第六十三条の五十四）」に改める。

第一条中「暗号資産の交換等」を「電子決済手段の交換等、暗号資産の交換等、為替取引に関する分析」に改める。

第二条第四項中「許可」を削り、同条第五項中「暗号資産」を「電子決済手段」に改め、同項ただし書を削り、同項第一号中「物品」を「物品等」に、「ものに限り、本邦通貨及び外国通貨並びに通貨建資産」を「通貨建資産に限り、有価証券、電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子記録債権、第三条第一項に規定する前払式支払手段その他これらに類するものとして内閣府令で定めるもの（流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。）」に改め、「できるもの」の下に「（第三号に掲げるものに該当するものを除く。）」を加え、同項第二号中「できるもの」の下に「（次号に掲げるものに該当するものを除く。）」を加え、同項に次の二号を加える。

三　特定信託受益権

四　前三号に掲げるものに準ずるものとして内閣府令で定めるもの

第二条第十九項を同条第三十一項とし、同条第十八項を同条第三十項とし、同条第十七項を同条第二十九項とし、同条第十六項中「第三条若しくは第五十三条第一項の免許を受けた信託会社若しくは」を「第二条第二項に規定する信託会社若しくは同条第六項に規定する」に、「をいう」を「（次項において「信託銀行等」という。）をいう」に改め、同項を同条第二十六項とし、同項の次に次の二項を加える。

27　この法律において「特定信託会社」とは、特定信託受益権を発行する信託会社等（信託銀行等を除く。）のうち政令で定めるものをいう。